債権者集会招集

平成２８年（フ）第４４１７号
大阪市浪速区幸町２－１－17アルボール西道頓堀505、住民票上の住所大阪市西区南堀江３丁目16番４号1001
破産者　大串　和生
1　期日　平成29年５月10日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年３月23日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第２５号
山口県柳井市古開作459番地の22
破産者　株式会社金竜食品産業
異議申述期間　平成29年５月８日まで
平成29年３月24日　山口地方裁判所岩国支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６号
静岡県三島市富士見台25番地の３、前住所東京都板橋区志村２丁目11番22―210号　プラウド志村城山
破産者　佐藤　　洸
免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
平成29年３月23日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５４号
富山県小矢部市胡麻島160番地
破産者　忠永　　明
免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
平成29年３月23日　富山地方裁判所高岡支部

免責許可決定

平成２９年（ラ）第２２１号（原決定東京地方裁判所平成２８年（フ）第７２３３号）
東京都江戸川区西葛西８丁目15番６―711号
抗告人　小林滿壽惠
主文　原決定を取り消す。
抗告人について免責を許可する。
平成29年３月２日
東京高等裁判所第２民事部

免責審尋期日

平成２８年（フ）第２７４９号
東京都新宿区大久保２丁目１－８―903
破産者　北川　　明
審尋期日　平成29年５月23日午前10時
平成29年３月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２８３号
東京都目黒区五本木３丁目20番９号
破産者　岡田　匡史
審尋期日　平成29年７月５日午後１時30分
平成29年３月23日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第１０号
さいたま市浦和区常盤４丁目13番12号
清算株式会社　株式会社ＫＡＮＤＡ
代表清算人　神田　直喜
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（ヒ）第１号
埼玉県東松山市大字石橋字岩ノ下636番地１
清算株式会社　Ｎ株式会社
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（ヒ）第２０１５号
東京都中央区京橋２丁目12番９号
清算株式会社　株式会社インターフェース
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２０１６号
東京都中央区京橋２丁目12番９号
清算会社　株式会社ライカビル
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２０１７号
東京都中央区京橋２丁目12番９号
清算会社　株式会社ヴェリジャパン
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２０１８号
東京都中央区日本橋３丁目４番15号
清算株式会社　株式会社沖縄昭英
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２０２１号
東京都中央区新川１丁目５番13号
清算株式会社　新川企画株式会社
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第３０２６号
大阪市北区南森町２丁目４番36号
清算株式会社　株式会社コムテックス
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１条　通則
1　協定債権及び協定債権者
清算株式会社に対して協定債権を有する債権者とその有する協定債権の内容は、別紙「債権者一覧表」記載のとおりである。
2　割合弁済における端数の処理
協定債権に対する割合弁済において生ずる１円未満の端数は切り捨てる。
3　弁済の場所
協定による弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、協定債権者が特定の金融機関の口座へ振り込むことによって弁済することを文書で求めたときは、当該口座に振り込んで弁済する。この場合、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
第２条　共益的及び優先的債権
特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権等の共益的債権、租税その他国税徴収法又はその例により徴収することができる請求権並びに一般の先取特権その他一般の優先権がある債権は、随時全額弁済する。
第３条　協定債権
1　協定債権については、平成28年12月７日以後に発生した利息・遅延損害金について全額免除を受けたうえ、すべての資産を換価した配当原資の中から、第２条の債権（共益的及び優先的債権）を全額控除した残余財産を弁済原資として、上述の利息・遅延損害金の免除後の各協定債権額の割合に応じて按分して各協定債権者に対し弁済する。
弁済は、本協定案が可決成立し、裁判所の認可決定が確定した後１か月以内に実施する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から当該弁済を受けた額を控除した残額につき、免除を行う。
3　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合は、これを清算株式会社が換価したうえで、共益的債権を控除した残余財産を弁済原資として、各協定債権者に対し、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（ヒ）第３０２７号
大阪市北区南森町２丁目４番36号
清算株式会社　株式会社ツエル
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１条　通則
1　協定債権及び協定債権者
清算株式会社に対して協定債権を有する債権者とその有する協定債権の内容は、別紙「債権者一覧表」記載のとおりである。
2　割合弁済における端数の処理
協定債権に対する割合弁済において生ずる１円未満の端数は切り捨てる。
3　弁済の場所
協定による弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、協定債権者が特定の金融機関の口座へ振り込むことによって弁済することを文書で求めたときは、当該口座に振り込んで弁済する。この場合、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。